

四国耐震診断評定委員会運営の一部変更について

2016. 5. 20

四国耐震診断評定員会幹事（高知会）

平成28年6月開催する標記委員会から、その運営について以下のとおり、一部の事項について変更する。

1. 委員会の開催回数について

- 現 行：原則月2回の開催
- 変更後：原則月1回の開催
 - ・ 申込期限までに、申し込みが無い場合には開催しない。
 - ・ 但し、1件でも申し込みが有る場合には月1回は開催する。

2. 委員会の開催日

- 現 行：月担当幹事県が適時決定
- 変更後：原則第3土曜日1日
 - ・ 1日の処理件数を超えた場合は、日数の追加、又は、回数の追加（翌月の第1土曜日）で対応する。この場合には、事前に委員長の了解を得て高知会に通知する。

3. 評定対象物件等について

- 現 行：対象物件の所在地が四国であること。
又は、受託（下請け含む）事務所が四国内の建築士事務所であること。
（以下、上記の現行の評定対象物件を「四国内物件」と言う。）
- 変更後：対象物件の所在地及び建築士事務所の所在地の条件を撤廃する。
但し、四国内物件を優先する基本的な考えに変更は無いことから、申し込み状況によっては、四国内物件に影響が生じないように調整する。
そのため、四国内物件以外の申し込みが有った場合には、事前に事務局（高知会）へ連絡する。
（四国内物件の申し込み状況、申し込み理由等を勘案して調整する）

4. 四国内物件以外の申込先について

- 現 行：申し込みを受けていないことから規定無し。
（但し、四国内物件については①建物所在地⇒②事務所所在地の単位会順）
- 変更後：依頼者の意向による。（規定無し）

5. 評価書の交付（読み上げ）について

○ 現 行：A・B物件の評価書の交付は、次回評定会で確認した後交付する。

○ 変更後：

ア) A物件の評価書の交付は、委員長がメールで確認した物を、副委員長及び4県の幹事長にメールで報告後交付する。

B物件の評価書の交付は、出席の正副委員長1名に内容を説明し、了解を得た上で、残り2名の正副委員長及び4県の幹事長に結果をメール後交付する。

6. 少人数での委員会の開催について

○ 現 行：出席可能な人数（規程での最低人数以上）で開催。（通常6～7人）

○ 変更後：少数物件（半日）の場合には、原則として正副委員長1名以上と委員を加え3名以下で開催することができる。

（正副委員長と物件提出単位会及び担当幹事単位会幹事長の3～4名）

7. その他

一次診断を評価対象とするか否かについては、今後の検討課題とする。